

住民票・マイナンバーカード・印鑑登録

◆世帯主のかたが亡くなられた

世帯主変更届（住民票）

世帯主がお亡くなりの場合、死亡届出日から2週間以内に世帯主の変更を届け出てください。お亡くなりになったかたが一人世帯、二人世帯の場合は不要です。

手続きする人	お亡くなりになったかたと同一世帯のかた
手続きに必要なもの	本人確認書類
手続きの場所	戸籍住民課 (③C)、住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ)
問い合わせ	戸籍住民課 ☎33-1386

※世帯主の変更手続きが不要な場合、住民票への死亡日記載は死亡届出日に即日処理となりますが、閉庁日に死亡届が提出された場合は翌開庁日の午後になります。

※戸籍は死亡届が提出された後に本籍地で記載されます。小田原市が本籍地で、小田原市に提出の場合、10日間程度の日数を要します。本籍地や提出地が他市町村の場合は、さらに送付の日数を要します。

◆印鑑登録をしていた

印鑑登録証の返納

死亡届により印鑑登録は自動的に廃止されます。印鑑登録証（カード）を返納してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの印鑑登録証を所持しているかた
手続きに必要なもの	印鑑登録証
手続きの場所	戸籍住民課 (③C)、住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ)
問い合わせ	戸籍住民課 ☎33-1386

◆マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードを所持していた

マイナンバーカード、通知カードの返納

マイナンバーカード、通知カードを返納してください。保険会社等でお亡くなりになったかたのマイナンバーが必要な場合がありますので、その手続き後に返納してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたのカードを所持しているかた
手続きに必要なもの	マイナンバーカード、通知カード、本人確認書類
手続きの場所	戸籍住民課 (③D)、住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ)
問い合わせ	戸籍住民課 ☎33-1386

住民基本台帳カードの返納

住民基本台帳カードを返納してください。

手続きする人	お亡くなりになったかたのカードを所持しているかた
手続きに必要なもの	住民基本台帳カード、本人確認書類
手続きの場所	戸籍住民課 (③D)、住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ)
問い合わせ	戸籍住民課 ☎33-1386